

## 保護者の皆様へ

# 子どもの携帯電話にフィルタリングを設定しましょう！

## フィルタリングとは

**フィルタリングとは、有害サイトアクセス制限サービスです。**  
フィルタリングは、暴力、アダルトサイト、出会い系サイト等の子どもに見せたくないサイトへの接続を制限する機能です。



## 子どもの携帯電話にフィルタリングを設定しなければならないの？

携帯電話は、電話であるとともに携帯できるパソコンです。  
インターネットは匿名性があり、悪意を持った人も利用しています。  
子どもたちが、好奇心等から有害サイトにアクセスして、性的な犯罪を始め種々の犯罪に巻き込まれる危険性があります。

インターネットには  
危険がいっぱい！

## 群馬県青少年健全育成条例の一部が改正されました【施行平成24年1月1日】

青少年（18歳未満）が携帯電話でインターネットを利用する場合には、「やむを得ない理由」がない限りフィルタリングを設定しなければなりません。

やむを得ない理由～フィルタリングを利用すると青少年の仕事に大きな支障が生ずるなど。  
この場合には、携帯電話事業者（販売店）に理由書を提出しなければなりません。

## 児童が利用する携帯電話に係る利用環境実態調査結果

フィルタリングの利用状況（インターネットが使えない機種 設定を含む）

	小学生	中学生	高校生
全国平均	75.9%	67.4%	52.0%
群馬県	81.8%	66.4%	41.7%

学年が上がるほど利用率は低い

フィルタリングの認知度（全体の保護者）

	知っていた	何となく知っていた	全く知らなかった
全国平均	54.5%	28.3%	12.7%
群馬県	46.9%	48.0%	4.0%

フィルタリングの正確な知識の普及が必要

調査期間 平成23年2月～4月（群馬県警察調査）  
調査対象 県内居住の小・中・高校生の保護者804人

## 家族で携帯電話使用時のルールを決めましょう

「サイトで知り合った人とは会わない」、「個人情報絶対に教えない」等、インターネットを安全に利用するためのルールを決めておきましょう。

群馬県警察本部生活安全部少年課

027-243-0110